

## 7. 福利厚生事業

### (1) 福利厚生事業の概要

センター設立に際し、地域の特殊性を考慮し、センターの事業として、労働者の就労援助とあわせ、これにともなう職業、医療、生活の相談等を地域における特殊性を把握しつつ巾広く実施して行くこととし、職業紹介部、生活職業相談部、厚生部の三事業部が設置され活動を行ってきたものである。

労働福祉部門では、職業相談、事故相談（賃金未払い、労災事故等）、身上家庭相談、その他各種相談は、各部の窓口で対応する関係上、専任職員をおかず、職業紹介部と厚生部の職員を兼任とした生活職業相談部で担当し、医療と相談、健康診断、理髪援助、生活援助、宿泊援助、年末・年始の宿泊対策、年末友の会（奨励金付き貯金）等の事業を厚生部が担当した。

昭和49年度に組織機構の改革が行なわれ、生活職業相談部の事業のうち、職業相談と事故相談の賃金未払い部門等は紹介課が、労災部門は労災課が担当し、身上家庭相談、その他各種相談は福祉課が担当すると共に、厚生部の事業は福祉課が引き継ぐことになった。機構改革後も、現実面の対応として紹介課、労災課においても自課の事業に関連しての身上家庭相談、緊急生活相談、その他各種相談に応じている。

設立以来、センターの事業は、大きくは社会情勢や労働者のおかれている実態に応じながら設定されてきた。厚生部、福祉課事業の変遷（各事業の報告で詳しく後述）をみると、センター設立時は医療と相談援助、生活相談と援助、年末年始の宿泊対策（青カン対策）年末友の会等の事業が重点とされた。

当時は大阪市立更生相談所（市更相）が地域に未進出であったり、医療問題についても健康保険の適用が受けられず、医療費にも事欠く労働者を対象とした施策や、そのための医療機関の整備も不十分な状況であり、医療関係の事業実施に当っては、済生会今宮診療所をはじめ、地域の医院等の協力を得て行い、年末年始の宿泊対策は西成警察署、救世軍などの協力を得て実施していたものであった。

その後、大阪社会医療センターの設立があり、センターの医療関係事業は補完的な役割を果たすに至り、又年末年始の宿泊対策、年末友の会事業は、市更相の事業拡充により、発展的に解消された。生活、宿泊援助等の事業も、民生レベルのものは市更相が行うこととなり、センターは労働サイドに立った緊急な生活援助、宿泊援助等を行うことになった。

地区日雇労働者の「日雇健康保険と日雇失業保険」に加入させようという加入援助促進事業が次の重点課題であった。昭和45年10月にあいりん職安が発足し、間もなく、失業保険加入の障害に対する現実的かつ具体的な対応がなされたこともあって失業保険加入促進がはかられ、センターの援助事業は、その目的を達した。一方、日雇健保も現実的な地域の実情にあった特例的措置が実施され、加入者も急増することとなり、その取つき事業はセンター福祉課で対応できないほどになった。センターは関係機関の応援と協力を得ると共に、窓口施設の整備を行い、昭和53年6月から、この事業は、センター4階の窓口で社会保険関係機関の職員によって行われるに至った。

福祉課の業務は巾が広く、その取扱い量も多いが、なかでも就労にかかわる各種相談が占めるウェイトは大きい。その他、福祉課の事業として定着しているものに来信物の取りつき、尋ね人の相談、電話の貸付、捨得物（落し物）の取りつき等がある。

又、センターの事業を進める上で労働者に対する啓蒙活動が重要であることから広報紙「センターだより」「労働者便利帳」の発行を行い、労働力の再生産、余暇の有効な活用、健全な教養娯楽等の一助に将棋大会、たそがれコンサート等の事業を行っている現況となっている。

## (2) 一般生活相談・家庭身上相談

センター福祉課には地区労働者の就労と生活に関する様々な相談がよせられ、その内容はきわめて複雑、多岐にわたっている。この地区の労働者は、その仕事、生活に関することで、自分で解決できない事、分からないこと、手続きが面倒なこと、あるいは悩みごとなどを携えて来所し、センターの福祉課窓口は「よろず相談所」の様相を呈している。

福祉課では、労働者から事情を聴取し相談の内容によっては地区内外の関係機関に連絡して解決しなければならないことが多いが、特殊な条件を持つ地区日雇労働者に対する行政サービスの窓口が多岐にわたったり貧困であったりすることもあって、センターの窓口が多くを持ち込む状態が続いており、各窓口においては出来るだけ分かりやすく敏速に解決すべく、指導・援助・措置をするよう努めているところである。

労働者の相談内容は、次のようなものである。

### 就労に関するもの

- ・仕事にアブレ、食費・宿泊費がない（足りない）。
- ・仕事に行きたいが、事業所（飯場）までの交通費がたりない。
- ・労賃受領・労災手続・雇用保険・健康保険手続などのため、事業所までの交通費をかりたい。
- ・事業所が雇用保険手続きをまちがえた。遠方の事業所なので、手続をセンターでやってほしい。
- ・玉掛・グレン・建築資材などの免許証を落した。再交付手続をしたい。

### 健康保険・医療に関するもの

- ・辻強盗（シノギヤ）にやられ、負傷のため働けない、生活に困っている。
- ・妻・子が病気である。妻の出産の費用がない。
- ・入院時の差額ベット代、保証金がない。保証人がいない。
- ・病人（ケガ人）が倒れている。医療センターが休診中なので救急車を呼んでほしい。

- 病気で労働不能と診断されたが、民生福祉の窓口では自己退院・強制退院などの前歴があり、措置してもらえなかった。なんとかしてほしい。
- 健康保険手帳作成手続の方法をおしえてほしい。傷病手当金支給申請手続の方法をおしえてほしい。
- 健康保険印紙をはってもらえない。
- 傷病手当金支給日まで、生活がやっていけない。

#### 他の社会保険や制度に関するもの

- 交通事故にあい通院治療中だが、保険金受領までの生活ができない。事業所を転々と変えているので、自賠責の休業補償・平均賃金の証明が事業所から取り難い。
- 身障者手帳を作成（再交付）したい。
- このほか、各種年金相談、税金・住宅相談、軍人恩給の相談、あるいはセンターが年2回支給する福利厚生資金についての相談などがある。

#### 住民票・戸籍抄本など、とりよせ手続について

- 住民票が必要だが、もう長い間放置したままである。
- 転出（異動）証明書を取りよせたい。
- とりよせた転出証明書（など）を、落した。
- 戸籍抄本を取りよせ手続きしたが、見当たらないと返事が来た。本籍など、詳しく覚えていない。（この種の相談は、最近多くなっている。その理由は、雇用保険や日雇健康保険の手続上必要と指示されたものとか、就職のため必要と指示されたものが、殆んどである。地区労働者の場合は、住民票が長の職権により抹消されているケースが多く、まれなケースとしては、戸籍上からも抹消され、死亡扱いになっていることさえある。）

#### 家庭、身上相談に関するもの

- 妻・子にかかわる相談を内密にしたい。
- 実家に電話をしたい。
- 西成ではやっていけないので、実家に帰りたい。
- 家族が今、どこに住んでいるか調べてほしい。



。字の読み書きができない。代筆してほしい。

このほか、他機関や事業所からの相談では、死亡者の身元調べ、健康保険資格の有無の問い合わせや連絡の取次ぎなどを受けている。

### 相 談 記 録 ・ 取 扱 状 況

年・月	分類	就 労	健 康	医 療	住民票	交通事故	その他	計
56年 4月		11	3	1	6	2	5	28
5月		12	3	2	3	0	7	27
6月		16	3	1	6	1	7	34
7月		10	3	0	8	1	5	27
8月		6	5	0	2	1	1	15
9月		13	2	1	11	1	2	30
10月		14	1	2	6	0	4	27
11月		15	3	0	9	0	6	33
12月		11	3	0	8	1	11	34
57年 1月		5	7	1	11	1	4	29
2月		10	5	0	9	0	5	29
3月		7	3	1	10	1	2	24
56年度計		130	41	9	89	9	59	337
55年度計		112	40	17	86	8	88	351
54年度計		30	29	19	104	7	37	226
53年度計		26	26	17	64	8	32	173

- 1) 就 労……………雇用保険手続など
- 2) 健 保……………健康保険手続など
- 3) 医 療……………医療福祉にかかわるもの(健保手続を除く)
- 4) 住 民 票……………転入手続・戸籍抄本・戸籍の附票
- 5) 交通事故……………給与証明など
- 6) そ の 他……………以上に該当しないもの

### (3) 短期宿泊及び生活援助

短期宿泊の事業は、年末年始対策として始められたことは、別項で述べるとおりである。

センターでは恒常的なアブレ対策としての必要性から、昭和42年9月に「短期宿泊保護取扱い要領」を定め、社会福祉法人・大阪自彊館の協力を得て、労働者の宿泊と食事を依頼することとなった。昭和52年度から、緊急援護措置事業として、仕事にアブレたり、働いた賃金を受けられなかったり、労災手続が遅れたり、その他の事情によってその日の宿泊に困るものについて、短期宿泊の依頼を自彊館に行うことになり、今日に至っている。

また、設立当初からの事業であるが、わずかの金銭的援助で明日の労働力を培える場合には、宿泊費・食費および交通費などを貸与している。

最近是不況の影響などで、それぞれについて相談数が高まってきていることがうかがえる。月々で見れば、(日々の場合も同様であるが)仕事が少ない月や雨が多い月は相談数が多い。

短期宿泊・小口貸付取扱状況

年・月	短期宿泊		小口貸付	
	相談数	宿泊数	相談数	措置数
56年 4月	192	72	99	57
5月	151	64	87	61
6月	207	86	222	94
7月	150	61	150	65
8月	95	38	114	38
9月	105	49	61	27
10月	87	35	57	17
11月	86	33	72	28
12月	97	33	85	36
57年 1月	109	43	78	37
2月	106	40	75	28
3月	109	46	107	50
56年度計	1494	600	1207	538
55年度計	1401	480	780	403
54年度計	1256	385	812	409
53年度計	1315	510	828	443

#### (4) 病 床 見 舞

急な入院に際し、日用品や身の廻り品を買う金にも事欠く地域労働者に対し、病床見舞金品の支給を昭和42年11月から開始した。現在では、入院労働者に対する緊急援助として、長期入院を余儀なくされ、労災保険給付・健康保険給付・医療保護給付等が未給付で困窮している労働者に対し、1名あたり2千円を限度とした見舞金や入院中に必要な必需品を支給している。

昭和56年度では、見舞金が9件、見舞品69件の支給を行った。



## (5) 来信物・たずね人・電話

### 来信物の取り次ぎ

この地区の日雇労働者は、ドヤ（簡易宿泊所）に起居する者がほとんどであり、そのドヤは短期間で変更したり、またそのドヤを引き払い、期間を定めて飯場に就労したりするため、郵便等の来信物については宛先が不定となる場合が多い。「そこで」センターを手紙等の着信場所に貸して欲しい」といった要請がセンター開設当初よりあり、そえにセンターが応えるといった形で定着化した。

昭和56年度では1218件の来信物を取り次いでおり特徴的なこととしては、梅雨期・盆・正月前後に現金書留、電信為替が集中している。これは求人への減少期であり、生活に困窮しやむにやまれず親兄弟等に依頼することによるものと思われる。

### 来信物年度別取扱数

年 度	39	40	41	42	43	44	45	46	47
件 数	(不 明)		692	1121	1333	1108	(不 明)		1122
年 度	48	49	50	51	52	53	54	55	56
件 数	1280	1744	993	904	1150	1372	1414	1309	1218

### 取次来信物内訳（昭和56年度）

月	種類	ハガキ	現金書留 電信為替	書 留	電 報	小 包	その他	計
4		63	24	1		1		89
5		70	26	2		1	1	100
6		56	49			1	1	107
7		83	39	2	2			126
8		65	38	3		2		108
9		73	17	1		1		92
10		93	28	2		1	1	125
11		82	16	3		2	1	104
12		68	32			2	2	104
1		90	18				1	109
2		47	17	2		2	4	72
3		54	20	3		5		82
計		844	324	19	2	18	11	1218



## たずね人

この相談は労働者からのそれではなく、たずねる相手がこの地区に居ると思われるということで、親兄弟などの身内の方・友人等が、直接センターに来所されたり、電話で依頼されたりするものである。

その内容は「家を出たまま消息がない」、「父母・子供が病気、あるいはキトクであるので至急連絡を取りたい」「便りが途絶えて心配している」等々といった切実なものである。なかには歳老いた母が「釜ヶ崎のことを新聞で見たが、家出して長い間消息が途絶えている息子がそちらの方にはいるのではないか」というものもあった。

昭和56年度の新規たずね人の平均年齢は44才、出身地別ではこれまでと同様西日本が圧倒的に多いが、様々な原因のなかで全国からこの地に集まっていることがわかる。

たずね人を探し出すに際しての手法は、日雇労働者・被保険者登録からの割り出しも行うが、登録時の住所と現在とが異なる人がほとんどなのであてにならず、センター掲示板への掲示による方法に頼らざるを得ない。しかし、解決率は昭和56年度では56%となっており特筆すべきことではないかと考えられる。

尚、掲示期間は6ヶ月としている。

## たずね人取扱状況

年度	50	51	52	53	54	55	56
解決	9	24	34	34	48	46	47
率	33%	41%	50%	33%	55%	52%	56%
中断	18	35	34	69	40	42	37
(次年度へ) 継続	12	13	35	25	27	25	30
計	39	72	103	128	115	113	114

- 注) 1. 昭和50年度以前の取扱数は他項目とまとめて統計をとっているため不明である。  
2. 従年の年報における統計の取り方は、年度によって異なった取り方をしているため、

今回、以下のような方法で統一的に取りなおした。

- イ. 「解決」は前年度からの継続分と、本年度受付分の内、本年度内に解決した件数
  - ロ. 「中断」は前年度からの継続分と本年度10月までの受付分の内6ヶ月を経過しても解決に至らなかった件数
  - ハ. 「継続」は本年度の11月以降受け分の内、本年度内に解決しなかった件数
3. 昭和50年度の「計」の内には、49年度からの継続分は資料不足のため加えていない。

### 電話貸付

様々な相談を受ける過程において、緊急を要する事項については事業所や公的機関への電話貸付、また生活・身上相談のなかで親兄弟への電話貸付をセンター開設時より行い、労働者への便宜をはかってきた。

昭和55年にコレクトコール制度ができたため、以降は身内への電話貸付は行っていない。

昭和56年度の電話貸付の主な内容は、事業所・病院や公的機関への連絡・問合せであり、特徴的なことは求人減の時期における求人自己開拓のための電話貸付が増加したことである。

### 年度別電話貸付状況

年度	54	55	56
件数	131	399	502

注) 昭和54年度以前の取扱数は他項目とまとめて統計をとっているため不明である。

## (6) シャワー室の無料開放

総合センターにはシャワールーム・理髪室・ロッカー室・クリーニング室・  
娯楽室・食堂・喫茶室等が設けられているが、センターでは昭和50年度から  
夏冬の一定期間、シャワールームの無料開放を行っている。



## (7) 日雇労働者福利厚生措置事業

地区日雇労働者の福祉の増進を図るために支給され、もち代・ソーメン代の名で労働者に呼ばれている福利厚生措置の取扱状況は次表の通りである。

年 度	人 数	金 額
46年夏期	1,691	1,600
冬期	3,077	2,500
47年夏期	4,701	2,200
冬期	7,181	3,200
48年夏期	9,053	2,700
冬期	10,639	4,200
49年夏期	10,377	3,900
冬期	12,981	5,500
50年夏期	14,242	4,400
冬期	16,294	6,100
51年夏期	14,803	4,800
冬期	15,953	6,600
52年夏期	14,724	5,300
冬期	14,780	7,100
53年夏期	14,750	5,800
冬期	15,165	7,600
54年夏期	14,899	6,300
冬期	15,486	8,100
55年夏期	15,568	6,800
冬期	15,510	8,600
56年夏期	14,574	7,400
冬期	14,737	9,200



## (8) 広 報 活 動

あいりん地区の日雇労働者の場合、労働や健康・医療および暮らしに関して基本的な知識が不足しているため、市民としての諸権利を享受できなかつたり、自主的な解決ができなかつたりする場合が多々見られる。

こうした状況に対する系統的な啓発活動は長年ほとんどなされなかつたが、昭和53年1月、当センター広報紙として「センターだより」を発行し、以後毎月1回2,000部単位の発行が定着している。内容は、求人情報や労働・健康知識および告知事項などの啓発的側面と、労働者の生活を表現した詩や短歌・俳句などの奨励と掲載、健康的な余暇のすすめ、などの文化・娯楽的な側面の二面を持っている。

さらにこれらの記事をまとめたかたちの「労働者便利帳」を昭和55年度版さらに改善された昭和57年版として、各2,000部を発行した。

これらはいずれも親しみやすく工夫され役に立つと、利用労働者に好評を得ているところである。

しかしながら、この分野の事業は両側面ともに、あいりん地区においてはこれから開拓・発展さすべき課題となっている。

# 労働者便利帳

昭和57年度版



財団法人 西成労働福祉センター

## (9) 文化・娯楽に関する事業

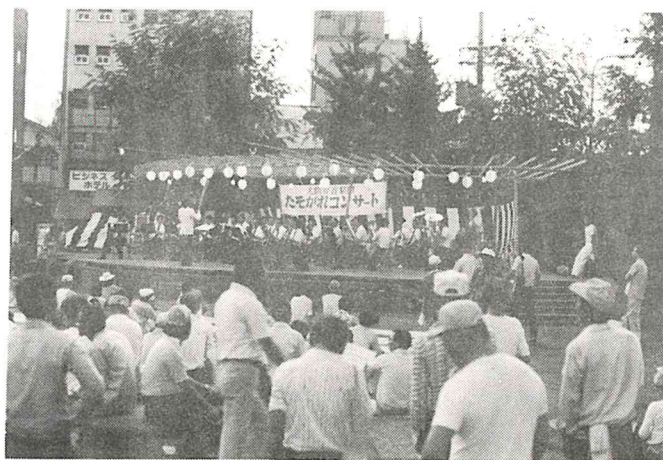
就労と失業の反復の中で酒やギャンブルに自らの心身をすりへらしがちな地区日雇労働者の生活環境のもとでは、「就労の正常化」とならんで「労働力の健全な再生産に資するための余暇」の問題は重要な意味をもつと言える。

センターでは昭和41年度から43年度にかけて、年に1～3回浪曲・歌謡曲・漫才などを盛りこんだ「慰安の夕べ」を開催した。いずれも観衆1500～2500人の盛況ぶりであった。その後この種の催し物は、地域団体である愛隣会主催の演芸会として毎年開かれている。

昭和56年9月には、地域労組の働きかけもあって、「たそがれコンサート」(大阪府音楽団)を“三角公園”で催し、800人の地区労働者が音楽の夕べを楽しんだ。

また、昭和53年1月から毎月発行している「センターだより」を通じて、労働者の健康的な余暇や文化活動を奨励している。これには自身の生活をうたった労働者の詩や短歌・俳句などが投稿されている。昭和56年3月と10月にはセンター主催で「将棋愛好者の集い」を試み、参加者に好評であった。

社会の高度化の中で、地区労働者の精神生活の安定と向上をめざすこうした分野の事業は、まだ緒についたばかりである。



## (10) 医療関係事業

設立時、厚生部の重点事業として、看護婦の資格を持った職員を中心に軽微な外傷や疾病の手当を行い、専門医の診療を要するものは済生会今宮診療所をはじめ地域の医院の協力を得て、診療依頼書を発行して診療を受けられる事業を行っていた。

又、毎週金曜と土曜の午後には今宮診療所を通じて来所する阪大病院所属の医師による健康相談・健康診断を実施し、労働者の健康指導を行った。その他、早朝紹介時にも軽微な外傷手当や胃腸薬等の供与を行ってきた。

外傷は打撲と切傷が圧倒的に多く、仕事上の軽傷や飲酒の上での負傷が主であった。内科では消化器疾患が最も多く、肺結核も多くあった。

市更相の地域への進出、社会医療センターの設立、保健所のレントゲン車による毎月一回の定期検診、保健所分室での健康相談と指導等、地域関係機関の施策拡充により、現在ではセンターの医療関係事業はその補足的なものとなっている。

すなわち

- ① 医師の手に委ねる必要がない軽微な外傷手当
- ② 胃腸薬の供与
- ③ 健保の資格がなく治療費に事欠く労働者で、専門医（内科・外科）の診療を要する者に大阪社会医療センターへの診療依頼書の発行（内科・外科以外は、福祉事務所・市更相へ相談に行かせる）。
- ④ 急患・重症について救急車の出動要請等である。

医 療 関 係 事

医療別 年度	外 傷 手 当			家 庭 薬 供	
	早 朝	一 般	小 計	早 朝	一 般
S 3 6 . 9 ~ 3 9 . 3			1 1 . 1 3 2		
昭 和 3 9 年 度	8 0 8	2 . 3 8 3	3 . 1 9 1	4 . 7 9 7	2 . 9 6 7
4 0	6 4 2	2 . 2 0 4	2 . 8 4 6	8 . 0 7 7	4 . 2 2 2
4 1	7 3 7	3 . 2 9 7	4 . 0 3 4	1 2 . 6 1 7	4 . 9 3 8
4 2	8 9 1	3 . 0 7 2	3 . 9 6 3	1 4 . 8 6 8	6 . 4 7 0
4 3	6 7 0	3 . 1 1 5	3 . 7 8 5	1 4 . 5 9 3	5 . 5 8 1
4 4	1 . 6 9 2	2 . 8 4 1	4 . 5 3 3	1 6 . 7 4 5	5 . 6 8 5
4 5			3 . 0 6 8		
4 6			3 . 1 3 9		
4 7			3 . 2 1 6		
4 8			2 . 4 7 0		
4 9			1 . 8 0 9		
5 0			1 . 1 3 5		
5 1	3 8 9	1 . 5 5 2	1 . 9 4 1	7 4 . 6 7 2	9 . 8 2 9
5 2	4 3 4	1 . 9 4 3	2 . 3 7 7	1 1 3 . 1 1 9	6 . 6 8 8
5 3	5 0 2	2 . 8 6 5	3 . 3 6 7	1 1 3 . 6 1 2	8 . 1 3 8
5 4	5 1 8	2 . 5 1 8	3 . 0 3 6	1 1 3 . 5 5 9	1 1 . 0 3 8
5 5	3 3 8	1 . 7 1 4	2 . 0 5 2	1 0 1 . 8 4 3	1 0 . 7 1 3
5 6	3 5 9	1 . 4 9 5	1 . 8 5 4	9 8 . 7 3 7	8 . 8 8 9
計	7 , 9 8 0	2 8 , 9 9 9	6 2 , 9 4 8	6 8 7 , 2 3 9	8 5 , 1 5 8

- 註 ① 空白部分は記録が不明のため  
 ② 49年度以降、健康相談は記録をとっていない  
 ③ 医療紹介は内科・外科の他、眼科・歯科・泌尿科・耳鼻科等も行な  
 ④ 愛隣総合センターの設立（昭和45年10月）から早朝時の家庭薬



業 取 扱 状 況

与 小 計	医 療 紹 介	健 康 診 断	パトカー 救 急 車	健康相談	計
8,788	1,601	243	28	2,033	23,825
7,764	1,984	68	12	1,907	14,926
12,299	2,336	1	15	2,533	20,030
17,555	3,097	0	41	3,611	28,338
21,338	3,357	0	45	3,827	32,530
20,174	3,566	0	67	4,215	31,807
22,430	3,379	0	40	4,145	34,527
26,563	4,460	0	31	5,194	39,316
46,261	6,316	0	26	7,037	62,779
63,423	6,382	0	23	6,869	79,913
53,534	6,520	0	20	6,917	69,461
74,654	7,021	0	11	—	83,495
76,437	6,482	0	7	—	84,061
84,501	6,056	0	28	—	92,526
119,807	6,666	0	29	—	128,879
121,750	6,647	0	32	—	131,796
124,597	6,535	0	29	—	134,197
112,556	6,318	0	25	—	120,951
107,626	6,187	0	24	—	115,691
1,122,057	94,910	312	533	48,288	1,329,048

っていたが45年度以降は大阪社会医療センターのみである。  
 供与と大阪社会医療センターへの医療紹介の件数が大きく増加している。

## (11) 日雇労働者健康保険と

### 同雇用（失業）保険加入のあっせん事業

この地区の日雇労働者は身体のみが資本でありながら、私傷病になっても十分な療養が受けられず、好不況、年度予算の端境期、天候などにより絶えずおそわれる失業にも何等の補償も受けられないという生活の不安定さがあった。

労働者は、こうした生活の不安を身にしみて感じながらも、社会保険に対する知識不足もさることながら、加入手続の煩雑さや、ほとんどの人達が住民登録をしていないことなどにより、その権利から遠ざけられていた。

センターは、労働者の生活の安定と福祉の増進にとって、この失業・健康保険に加入させることは不可欠のことであると認識し、昭和39年度より積極的な取り組みを開始した。

センターは大阪府の関係機関（民生部、同玉出社会保険事務所、労働部、同西成出張所等）と協議を重ね加入促進の障害を改善する努力を行ってきた。すなわち、難題の一つであった保険申請者の住所は、センターの日雇登録者はセンターを連絡場所（仮住所）にすることで可能となった。二つ目の手続の煩雑さについては、センターが代行することにして障害を取り除くこととなった。

「病気と失業にそなえて」のスローガンのもとに、労働者にはビラやマイク等で加入を呼びかけ、同時に事業主に対しても理解を得て保険加入の啓発と指導を行なった。

健康保険の取り次ぎは昭和39年9月から、失業保険は昭和40年6月より開始した。

#### 日雇健康保険

この保険は資格を得れば自分の欲する病院でいつでも自由に治療が受けられ、その上わずかであるにせよ休業中の補償手当が支給されると云うことで、失業保険に比して加入者は倍加した。

しかし、全労働者数に比して加入の伸び悩みがみられた。この原因としては、

失業保険の場合と同じく、保険未加入の事業所が多く、2ヶ月間に28枚の印紙を貼ることが困難な状況におかれていたことによる。同時に給付内容についても、療養期間が2年、傷病手当が22日、出産手当21日、死亡時4000円の埋葬料と云った低いものであったことにもよる。

しかし、この低迷状態も昭和46～47年度より急激に促進されることになった。その原因の第1は失業保険において就労申告書が導入されたことと併行して、就労が確認されれば保険未加入事業所であっても良い（＝印紙が手帳に貼ってなくとも良い）と云う特例措置が地区労働者に限って行なわれたこと。第2に傷病手当などの給付内容が改善されたこと等による。

この急激な増大はセンターの一福祉課の業務処理能力の限度を超える事態が次の問題として出てきた。センターと大阪府民生部、玉出社会保険事務所との協議がされるなかで、昭和53年6月より今日のように、センターの4階窓口で事務のすべては、社会保険関係職員が行う体制がとられることとなり、今日に至っている。

#### 日 雇 健 康 保 険 取 扱 状 況

項目 年 度	被 保 険 者 手 帳				受 給 資 格 者 票				受 給	傷 病 手 当 金 給 付	
	新 規	更 新	再 交 付	計	新 規	更 新	再 交 付	計	確 認	件 数	金 額
39	73				29						
40	1,010				191						
41	940				219				330		
42	610				141				254		
43	489				153				370		
44	502				149				418	428	2,332,110
45	1,022				235				572	335	1,732,752
46	4,364				2,518				4,777	445	2,249,600
47	5,845				4,281				15,624	557	2,680,660
48	5,273				4,087				25,063	762	11,950,584
49	5,629				3,307				27,694	3,186	86,563,424

項目 年度	被保険者手帳				受給資格者票				受給 資格 確認	傷病手当金給付	
	新規	更新	再交付	計	新規	更新	再交付	計		件数	金額
50	6,336	6,061	3,432	15,829	5,042	4,383	2,495	11,920	34,276	30,668	1,221,277,440
51	4,325	8,302	3,711	16,338	3,872	6,498	2,898	13,268	37,361	49,481	2,373,301,838
52	2,633	8,557	3,124	14,314	1,829	7,197	2,672	11,698	45,312	10,664	588,570,808
53	2,176	8,508	2,873	13,556	1,044	7,352	2,355	10,751	47,932	6,043	311,777,940
54	2,013	8,925	2,660	13,598	1,041	7,942	2,276	11,259	53,281	7,581	393,812,051
55	1,741	9,142	2,725	13,608	977	8,293	2,289	11,559	57,871	7,508	441,366,070
56	1,605	8,802	2,601	13,008	852	8,081	2,308	11,241	56,535	5,926	318,525,068

(注 空白は記録不明のため)

#### 日雇労働者雇用（失業）保険

この加入促進は、行政になじみにくいといわれた地区日雇労働者を職安行政の正規な紹介ルートに移行させ、常用化を促進させることをも目ざすと同時に、アブレた場合は失業保険の給付により、生活の安定をはかることを目的にした。

しかし、強力な加入の呼びかけたにもかかわらず当初は、期待したように進まず低迷した。その原因は以下のようなことにあった。

- ① 建設業関係では印紙（保険加入）がほとんどなかったこと（昭和49年12月の全面適用に到るまで任意加入であった）
- ② 失業保険を得るための2ヶ月間に28枚の印紙を貼ることは①の状況下では難しく、28枚に満たない場合は、せっかく貼付したものの効力が発生しないこととなること。

加えて

- ① 失業保険の受給資格認定のために午前7時までに西成労働出張所へ出頭せねばならないのだが、場所的にセンターから離れており又時間的には、センターでの求職活動の最も旺盛な時間帯であったこと。
- ② 西成労働出張所のあっせんする仕事の賃金が比較的安かったこと。
- ③ 1ヶ月の間に1回も求職出頭しない場合は求職票は失効となって翌月か



らは失業認定が受けられないこと。

- ④ ドヤと外食で生活する日雇労働者にとって、520円(41年度)の保険金額が余りに少ないこと。

等々で、この地域の日雇労働者の求職の実情に合致しない点があった。

以上のような原因で「失業保険に加入しても失業保険金がもらえない」と云う矛盾があり、せっかく加入しても破棄する者もいた。

昭和45年10月に総合福祉センターが発足し、この機にセンターの失業保険取り扱い業務は、あいりん職安が取り扱うことになり受け継がれ、これまでの役目を終えることとなった。

その後、就労申告書制度の導入、保険金の改正、事業所の保険適用促進等により、労働者の保険加入は飛躍的に進み、昭和57年3月31日現在で57,149番(内、有効手帳保持者15,032人)に至っている。

しかし、センター及び関係当局が同時目的としたところの、「正規の職業紹介レールに乗せ、それと保険給付のリンク」については、実現するまでに至っていない。

#### 日雇失業保険取扱状況(センター取次)

項目 \ 年度	40	41	42	43	44	合計
新規求職者数	549	533	265	157	124	1,628
期末失効者数	367	603	278	172	123	1,543
年度末有効求職者数	182	112	99	84	85	562
保険金給付実人員	68	207	337	281	249	1,142

日雇失業（雇用）保険取扱状況（あいりん職安）

項目 年度	新規求職者数	年度末有効求職者数	保険金給付実人員 （各月合計）
45	1,000	1,000	22,474
46	5,185	5,555	29,232
47	6,370	8,964	47,471
48	5,631	11,342	71,466
49	6,422	14,206	78,340
50	6,640	16,297	97,035
51	4,349	16,653	100,112
52	2,812	15,169	114,904
53	2,415	15,426	132,747
54	2,351	16,099	142,537
55	2,032	15,739	149,859
56	1,913	15,032	138,221
計	47,120	151,482	1,124,399

註 保険金給付実人員は分庁舎取扱分（失対等）を含む。



## (12) 年末年始の援護対策

地域では青カン（野宿）は日常茶飯事で、現在でも毎日100人前後の労働者がセンター周辺その他で野宿しているが、日雇仕事は極端に少なくなる年末年始はその数もふくれ上がり、暖をとるための焚火は火災の危険もあり、大きな社会問題化していた。現在では大阪市民生局が市更相を窓口としてその対策に当たっているが、当初はセンターにおいてその対策に当たっていた。労働部分室当時、昭和36年度には大阪府労働部から大テントが貸出され、労働者による自治的な臨時宿泊所が急設された。

昭和37年度は、西成警察署の協力を得て延363名の労働者を簡宿・浪速寮・自彊館に宿泊させて食事の供与を行った。昭和38年度は大阪市と共同で延378名の労働者に宿舍と食事を供与した。

市更相における越年対策は昭和45年度より開始され、昭和47年度からは本格的越年対策が実施されるに至っている。それまでの間は救世軍の施設へ地域関係機関から紹介するという方法が多くとられていた。

また、年末年始にかけて、日雇仕事がほとんどなくなる状態が起ることからこのための越年対策として貯金の勧奨や一時帰郷などをすすめながら、労働者が自から年を乗りきる自助的運動の奨励と援助を目的とした年末友の会事業が昭和37年度から昭和45年度まで9年間に亘って実施された。

これは奨励金や副賞品（オーバー・タオル・石ケン等）をつけて払い戻す事業で、多くの利用労働者からは好評を得ていた事業であった。本事業はその後、地域労働者の貯蓄に対する認識の高まりとその勧奨及び利便を供しているあいりん貯蓄組合（あいりん銀行）の努力や日雇労働者福利厚生措置事業（もち代・ソーメン代）の開始、あいりん職安での日雇失業（雇用）保険金給付の開始日雇健保業務の促進等があって、昭和45年度を最後として打切ることとなった。9年間の取扱状況は別表の通りである。

積立貯金年末「友の会」年度別細表

年度 種別	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	計
申込者総数	122名	291名	333名	279名	435名	339名	455名	440名	180名	2,874名
積立貯金額 総預金額	70,060円	60,500円	571,200円	886,600円	1,456,000	1,412,400	2,708,700	3,024,400	1,015,000	11,954,860
積立預金数 入金者総数	106名	162名	176名	165名	282名	270名	332名	340名	113名	1,946名
途中解約者総数	12名	66名	81名	51名	80名	34名	65名	36名	15名	440名
申込のみの者	4名	63名	76名	63名	73名	35名	58名	64名	52名	488名
摘要	1人1口10 円3口まで 31日～ 390円 奨励金5割 増 支払金額 35,030円	1人1口50 円2口まで 55日～ 5,500円 奨励金2割 増 支払金額 126,100円	1人1口100 円1口まで 55日～ 5,500円 奨励金1割 報 支払金額 75,120円	1人1口200 円1口1口ま で30日～ 6,000円 奨励金1割 増 支払金額 88,600円	1人1口200 円1口30 日～6,000 円 奨励金1割 増 支払金額 145,600円	1人1口300 円1口まで 20日～ 6,000円 奨励金1割 増 支払金額 141,240円	1人1口300 円1口まで 30日～ 9,000円 奨励金1割 増 支払金額 270,870	1人1口 400円1口 まで 25日～ 10,000円 奨励金 総支払金額 302,440	1人1口 500円1口 まで 20日～ 10,000円 奨励金5% 総支払金額 50,750円	奨励金 総支払金額 1,235,810円





## あなたは知ってますか あいりん地区に多い4つの病気

冬は病気の表面化しやすい時期です。働く者にとって健康はかけがえのないものです。編集部では、大阪社会医療センターの先生のお話をもとに、この時期の健康について書いてみました。

### 肝臓障害

- ★肝炎とか肝硬変
- ★原因……酒類のみすぎの場合がほとんど。



### 潰瘍(かいよう)

- ★胃かいよう、十二指腸かいよう
- ★原因……暴飲暴食、不規則な生活など。



### 結核

- ★当地区では案に多い。
- ★原因……過労、体力消耗のとき。
- ※激しい症状が出ないので、知らない間にかかっているという場合が多い。

### 高血圧症

- ★他地区に比べ多い、40歳代から
- ★原因のひとつ……塩分のとりすぎ
- ※通常は1日10g~15g。しかしこの地区では多くの人がその3倍くらいとっている。
- ※冬場は血圧があがる傾向があるので、脳卒中・心筋こうそくを引きおこしやすい。目まいや肩こり、手足のしびれなどの兆候が出る。

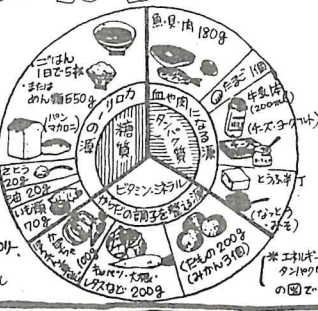
## 予防方法

- ①「酒が『百薬の長』となるのは1日1合~2合まで。たさうです。また1週間のうち最低1日はアルコールゼロの日をつくること。
- ②ふたんの食事のとき、次の3つがたいせつです。
  - ①規則正しい食事
  - ②十分なカロリー
  - ③栄養のバランスのとれた食事
- ③過労をさげること。徹夜仕事など無理をすればあとは休養を充分とるように心がける。
- ④「風邪」のつもりが「結核」だったというケースが多い。「風邪」が長びいたら、結核でないかどうかをともかく検査した方がいい。とのこと。
- ⑤塩分のとりすぎに気をつけましょう。お茶・しょうごが意外と多いそうです。(下欄の塩分表参照)
- ⑥寒さやバツコの強いすぎによる「血管の収縮」に、酒による「血圧の上昇」がプラスされる。冬場は特に注意すること。
- ⑦正常は血圧「160」まで。「180」以上は仕事をひかえ静かにす。200以上は絶対安静。



## なによりも 十分な栄養と休養がカギ

- ①右の図で、毎食ごと3種類の食品を組みあわせて食べると栄養のバランスがとれます。1日ことけい食品の組み合わせが「食の4原則」として利用してください。
- ※1日に必要なカロリーは、30歳代男子で2800キロカロリー、1700キロカロリーです。肉は動物性の場合ももう少し必要です。



- ②食塩の摂取量をへらすには、できるだけうす味に慣れることが先決です。
  - ※1日のみやす……10~15g
  - ……塩小さじ1杯 5g
  - ……めざし1匹 0.5g
  - ……うまし 1個 1.5g
  - ……即席めん1束 3.4g (とくに塩分が多いのは注意)
- ③こころの健康を保つ努力も必要です。たまには、スポーツか釣り、囲碁・将棋、読書など、前向きな趣味をもつことが健康上から言ってもたいせつなことです。積極的な生活姿勢を保ちましょう。





**カマゆん** ⑤2 北白川 著



**投稿**

**睦月に詠む**

ふきさとのゆかりたまはる無常状  
息とのを揮ひ雪な  
ひえいあらしの風が身にむ  
作兼 終え 黄野をめし 漆北の  
十日えびす祈願ごめて人の空斗  
福にあまされて我れがそらるる

(梶さか)

**酒香の歌**

湯の湯り タオル片手で 一杯や  
淋じが 取り持つ仲間の酒  
深酒が 魚は外痔 釜のやじ

(吉田義男さん)

**看護婦さん**

ふかふかなる  
元氣にされる  
やさしく言われる  
そのために  
うれし涙にぬれてくる

(杉本昭一さん)

**仲間は今**



今日は健康法について聞きたいと思っていたらHさん(41歳、能本社)にはほい

「今日は健康法について聞きたいと思っていたらHさん(41歳、能本社)にはほい」  
「今日は健康法について聞きたいと思っていたらHさん(41歳、能本社)にはほい」  
「今日は健康法について聞きたいと思っていたらHさん(41歳、能本社)にはほい」

**投稿募集**



いつもおこしに看護婦さんの  
世のことも、おこしに  
おこしに、おこしに  
おこしに、おこしに

**たずね人**

家族その他の方から  
連絡かぎります。  
心あたりの方、お名前を  
お知りの方、センタ福祉  
課までおこしください。

- 小寺正弘(42、岐阜)・岩城宏之(46、愛媛)
- 原田正一郎(59、福永)・山田光男(43、福岡)
- 田野田正(25、大塚)・山崎功隆(?、?)
- 新里政時(54、沖繩)・坂口健一(?、?)
- 桑原 増男(65、皇祖)・植本吉一(43、香川)
- 竹下重志(20、鹿島)・上吹越 国夫(55、鹿島)
- 杉野のぼる(?、?)・寛座 照男(46、福山)
- 坂田 義一(43、奈良)・三宅 一成(39、岡山)

**お友だち**

★センタ労働相談係までおこしください!

- 松本 紘雄・石若 聡・前田 浩
- 上田 千寿夫・中野 明・沢田 好夫
- 野原 義榮・森本 謙・北野 雅史
- 増島 保・福田 典夫・吉岡 務
- 佐野 浩・木山 成典・千葉 賢志
- 野口 喜一郎・村上 謙・田中正長
- 高山 勝司・岡村 悦花・中山 一郎
- 塚崎 悟・前田 史・西田 繁美
- 皇松 秀喜・奥畑 貞美・松尾 辰雄
- 根岸 昌雄・瀬戸 正敏・坂 敏園
- 富士田 隆・小野 耕治・村尾 政明
- 高橋 隆三・中川 義英・安部 正一
- 1570(40636)・1581(53166)・1597(38322)

**結核検診**

★あいち労働福祉センタ北側  
で結核検診を無料で行な  
う。次の番号のかけ方に  
注意をします。電話料は  
無料検診を行います。

★面成保健センター  
までご連絡下さい。  
(0514)6337

検診番号(手帳番号)→1051、1090、1165  
(25452)、1217、1278、1284(32887)、  
1304、1311、1322(35697)、1363、  
1391、1433(11703)、1441(48625)、1453  
(20270)、1458(45352)、1475、1486、1528  
1534(21172)、1536(33737)、1541(47582)